

令和5年11月分

回覧

追加健診（検診）のご案内

回覧

健口歯ッピーこんぴら歯科塾

回覧

空き家対策

町内全域一斉クリーン作戦の参加について（ご案内）

福祉ことひら

チャリティー作品即売展とフードドライブ

部数が不足している場合は、琴平町企画防災課（75-6711）までご連絡ください。

最終案内

申込期間が短くなっています。ご注意ください。

検印

回覧

琴平町

●追加健診(検診)のご案内【要申込】

申込締切 11月22日(水)

申込先 子ども・保健課 ☎ 75-6719

【日付】12月9日(土) 【場所】琴平町総合センター

【内容】

特定健康診査 *町国保加入者は年1回受けましょう

受付時間	午前8時45分～午前10時30分 午後1時～午後2時30分		
対象者	40歳～74歳の琴平町国保加入者で 今年度特定健診未受診者		
内容	① 問診 ② 身体計測 ③ 血圧測定 ④ 検尿 ⑤ 血液検査(血中脂質、肝機能、血糖値、腎機能) ⑥ 貧血検査 ⑦ 心電図 ★医師の判断に応じて ⑧ 眼底検査	自己負担金	無料

前立腺がん検診

受付時間	午前8時45分～午前10時30分 午後1時～午後2時30分		
対象者	50歳以上の男性で 今年度前立腺がん検診未受診者		
内容	血液検査	自己負担金	500円

肝炎ウイルス検診

受付時間	午前8時45分～午前10時30分 午後1時～午後2時30分		
対象者	41・46・51・56・61歳で 過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方		
内容	血液検査	自己負担金	無料

●結核・肺がん検診のご案内【申込不要】

【日付】12月9日(土) 【場所】琴平町総合センター

受付時間	午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後3時		
対象者	40歳以上で 今年度結核・肺がん検診未受診者	回数	年1回
内容	胸部X線検査	自己負担金	無料
	喀痰検査	自己負担金	69歳以下 500円 70歳以上 300円

※町の健診(検診)を受診せず、ご自身で人間ドックを受けている方は費用の一部を助成する制度があります。

(詳細は裏面参照)

※年齢は令和6年4月1日現在です。

問 子ども・保健課 ☎ 75-6719

人間ドック受検費用の一部助成について

【助成対象者】

町内に住所がある40歳以上の方(年度内に満40歳になる方も含む)で、

対象期間(令和5年4月1日~令和6年3月31日)に人間ドックを受けた方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・琴平町国民健康保険の被保険者
- ・後期高齢者医療の被保険者
- ・社会保険被保険者の被扶養者のうち、人間ドック受検に対する助成制度のない方

【助成対象要件】

次の条件をすべて満たす方

- ・検査項目に琴平町が実施する特定健康診査の全ての項目が含まれていること
- ・同じ年度内に、各保険者が実施する特定健康診査及び後期高齢者健康診査又は各種がん検診等との重複受診がないこと

- ・人間ドックの結果を特定保健指導等に活用することに同意していただけないこと

- ・町税等を完納していること

【助成回数】当該年度において助成対象者一人につき1回

【助成金額】助成対象者一人につき15,000円(但し、当該人間ドックに係る自己負担金額が助成金額に満たない場合は、自己負担金額とする。)

【申請方法】※下記の書類を子ども・保健課へ提出

- ① 琴平町人間ドック受検者助成金交付申請書兼請求書
- ② 医療機関が発行した人間ドックに要した費用の領収書(原本)
- ③ 受検した人間ドックの結果表
- ④ 質問票(琴平町国民健康保険および後期高齢者医療被保険者のみ)
- ⑤ 受検した時の保険証(申請時に提示してください。)

【申請期限】今年度の人間ドックの助成金交付申請期限は**令和6年3月末まで**

【注意事項】肺、胃、大腸がん検診は、人間ドックの基本項目に含まれている為、一つでも町のがん検診を受けられた方は、対象外となりますので、ご注意ください。

特定健康診査の項目

必須項目 必ず結果を提出してください

- 質問票(服薬歴、喫煙歴等)
- 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- 検尿(尿糖、尿蛋白)
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液検査
 - ・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール^{*1})
 - ・血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)
やむを得ない場合は隨時血糖^{*2}
 - ・肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)

*1 中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、non-HDLコレステロールの測定でも可

*2 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随时血糖による血糖検査を行うことを可とする

追加健診 実施した場合のみ結果を提出してください

- 貧血検査・赤血球数・ヘモグロビン(血色素量)・ヘマトクリット
- 心電図検査
- 眼底検査
- 血清クレアチニン検査(e-GFR値を含む)

歯医者さんの講演会



参加者に
プレゼント
あり



郵便番号 X-X-X

健口歯ッピーこんぴら歯科塾 のご案内

あなたの健康を守るために、知っておきたいポイントがわかります。



琴平町の高齢者（R4 年度後期健診受診者）の約4割が
半年前に比べて固いものが食べにくい状況です。

元気に過ごすために対策しませんか？
ぜひご参加ください。（要申込）



日 時 令和5年 12月 14日 (木)

午後2時～午後3時

場 所 琴平町総合センター大ホール

講 師 塩田歯科医院 塩田康祥 先生

演 題 「口腔機能低下症を知り対策する」

対象者 琴平町在住の方

申込締切 令和5年 12月 8日(金)

申込先 琴平町子ども・保健課 ☎ 75-6719

※FAXでの申込は裏面参照



FAX送信票

令和5年12月14日(木)

健口歯ッピーこんぴら歯科塾

参加申込書

※申込先：琴平町子ども・保健課

FAX (0877) 75-6724

参加者氏名	
住 所	琴平町
連絡先	(自宅) (携帯電話)

琴平町

空き家対策

株式会社サイネックス

空き家を
相続しました



管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ～！



空き家リポーター
「りのにゃ～」





もくじ

Contents

- 「空き家」
放置していませんか？ 2
- 空き家について
考えてみましょう！ 4
- 空き家にしないためには .. 6
- 空き家を所有
することになったら 7
- 空き家を管理
する場合には 8
- 空き家を管理
できない場合には 10
- 売却のこと 12
- 賃貸のこと 13
- 解体のこと 14
- 琴平町補助金について ... 15
- 空き家バンクに
登録しませんか？ 16

UD
FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

琴平町 空き家対策

令和5年10月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

発行／制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 徳島支店
〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32
TEL.088-623-0530

※掲載している広告は、令和5年9月現在の情報です。

広 告

良質の住まいを提供し、幸せな家庭と社会づくりに貢献したいと思います



土木・建築・リフォーム工事



船岡建設株式会社

FUNAOKA CORPORATION

代表取締役 竹内 良輔

仲多度郡琴平町 350 番地 3

TEL 0877-73-4015 FAX 0877-73-3560

<https://www.funaoka-k.com/>

琴平町 空き家対策

1

「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

どうして…空き家放置のリスク

町では、平成27年に国が施行した「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「琴平町空き家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



広 告

創業150年の歴史と実績から生まれた責任施工
これからも高技術な屋根を提案します



屋根のことなら何でもお気軽に！

各種屋根工事 修理 ふきかえ

◎見積もり無料!!◎

さぬきせいき
讃岐製鬼株式会社

香川県善通寺市吉原町87-3 国道11号線沿い

0877-62-2424

住宅リフォーム

詳しくは…
讃岐製鬼 検索



その他にも…



景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。
近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

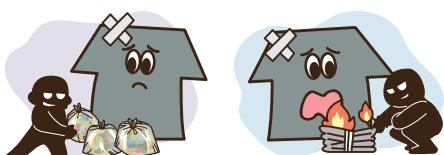


悪質な



犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。
また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまったり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすことがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすことがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう

老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

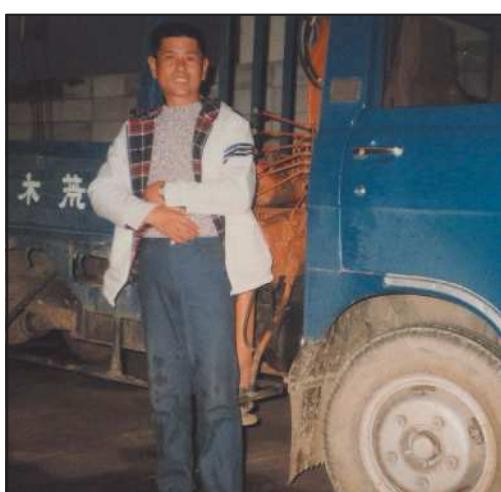
建材が風などで落なし、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出ると、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出ると見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広 告



1964(昭和39年)創業
土木工事 造成工事 型枠工事 解体工事

 有限会社荒木組

代表取締役 荒木 哲也

〒766-0005 琴平町苗田1104番地

TEL 0877 75 1511

FAX 0877 89 0610

MOBILE 080 3169 1008

MAIL arakigumi.civil.contractor@gmail.com

琴平町 空き家対策

3

空き家について考えてみましょう！



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



知らないことが多いわ！



空き家の所有者には
管理責任があります！

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。

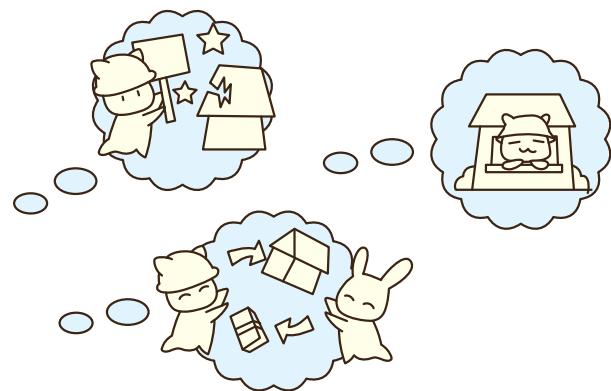
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

P2,3参照

家財処分、相続、
税金等について
知りましょう！

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関する税金等について理解を深めることが重要です。

P7,11参照



当面
そのままに
する

適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。

P8、9、10、11参照

取り壊す

壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。

P14参照

貸す
売る

有効に活用しましょう!

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。

併せて、改修や契約について考えることが重要です。

P16参照



四国建設工業
株式会社

代表取締役 石田 猛

〒766-0005

琴平町苗田567-1

Tel(0877)75-4006

Fax(0877)75-1102

e-mail:shikoku@violin.ocn.ne.jp

街に笑顔を!!



当金庫
イメージキャラクター
サーブ



高松信用金庫

<https://www.takashin.co.jp>

琴平支店

仲多度郡琴平町163-26 TEL.0877-73-2525

空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

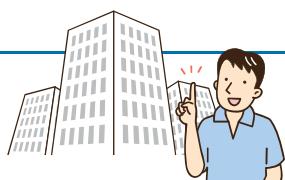


現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたいか意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つの窓口に分けて対応します。
「利活用」については、香川県で取り組んでいる「空き家利活用サポートチーム」の活用や「空き家バンク」等への登録を支援します。

「適切な管理」については、事例が多岐にわたることから、庁内の関係課や琴平町空家等対策協議会等と連携・協議し対応します。

相談窓口

利 活 用: 琴平町役場企画防災課 TEL 0877-75-6711 ✉ kikaku@town.kotohira.lg.jp
適切な管理: 琴平町役場地域整備課 TEL 0877-75-6728 ✉ chiikiseibi@town.kotohira.lg.jp



空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①



必要な情報を収集しよう。

- ・固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- ・相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- ・空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③



申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②



相続人全員で話し合いをしよう (遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④



法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

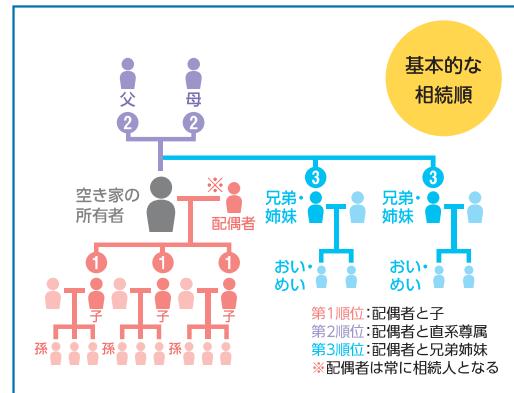
相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- ・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ・遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

相 続・遺言

土 地・建物の登記
売買・贈与・名義変更など

成 年後見

お気軽にご相談下さい。

ひらかわ 司法書士事務所

司法書士 平川 裕子

TEL 0877-75-5182

仲多度郡まんのう町東高篠1574-1

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。



空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いま しょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

広 告

迷っているならお任せ下さい

■ハウスクリーニング
■エアコンクリーニング

■生前整理・遺品整理
■空家管理

お気軽にご相談ください 見積無料

ライフ・インパクト

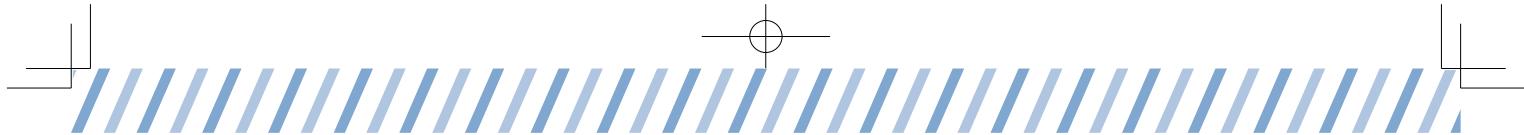
仲多度郡琴平町苗田331

TEL0877-75-6119

琴平町 ライフ・インパクト
検索







定期的に
点検
しましょう

空き家の傷み具合チェックシート

外部まわり

屋根

- ・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

軒裏

- ・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

雨とい

- ・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

窓・出入口ドア

- ・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)

バルコニー

- ・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)

外壁

- ・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)

擁壁

- ・水抜き穴の詰まりの有無
- ・ひび割れの有無
- ・目地の開きの有無

塀

- ・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

家まわり

- ・樹木、雑草の繁茂
- ・害虫、害獣の発生

土台・基礎

- ・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

内部・設備

天井

- ・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

壁

- ・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

床

- ・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)

室内ドア・障子

- ・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)

設備

- ・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)



空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。

特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



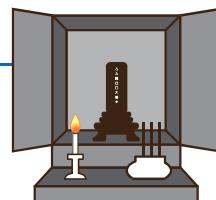
売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることが多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

[空き家に関する相談窓口 P6参照](#)



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

[空き家に関する相談窓口 P6参照](#)





売却・賃貸のヒント

- どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみては…

- 売却するのに費用負担が難しい場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみては…

- 狹小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？

隣の家に買ってもらえないか提案してみては…

- 空き家所有者が認知症の場合には？

成年後見制度の利用を検討してみては…

- 借地で空き家が売却できない場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討してみては…

- 古くて貸せるか悩んでいる場合には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみては…

- 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみては…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページをご確認ください。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

①空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、役場の地域整備課になります。

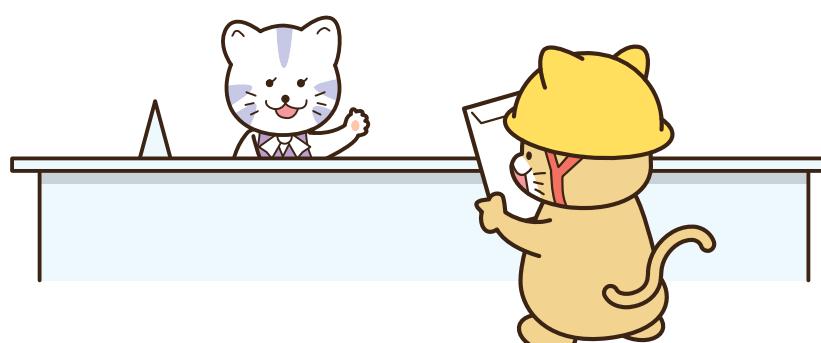
②低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、役場の企画防災課になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照



売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るの~?



メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家と一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



①まずは不動産業者に相談

売却条件をざくばらんに相談



②物件調査

売却予定物件を調査します



③価格査定

物件を査定した価格が提示されます



④媒介契約の締結

売却を依頼します



⑤広告

販売活動を行います



⑥売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



⑦売買契約の締結

契約条件など合意ができたら契約



⑧売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの~?



メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家と一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



①まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



②物件調査(リフォームする場合)

▶リフォームを行わない場合は④へ

- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



③リフォーム

見積書を確認し建築士等に
リフォームの依頼



④媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



⑤賃貸契約の締結

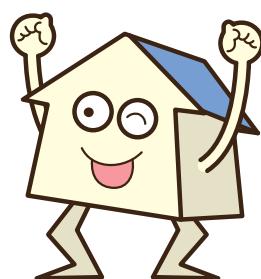
不動産業者の仲介により入居者と契約



⑥賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?

不動産業者にお問い合わせください
相談してください



解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?



メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。



解体後の土地利用も一緒に考えます

所有者

建築士等

専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



①まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



②物件調査 ③見積り

現地調査します

調査結果に基づき、見積書を作成します



⑥建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分



④解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し
契約します



⑦近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されることが多いでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)



⑤工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



⑧解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。



! 解体した建物は、滅失登記をしましょう

広告

古い家 空き家 解体します

見積り無料



株式会社 **NEXUS**

繋がりを、その先へ

お気軽にお問い合わせください!

TEL 0877-35-8958

普通寺市稻木町618-3 FAX 0877-35-8959



業務許可 一般建設業香川県知事許可(登-1)第164号

産業廃棄物・収集運搬業許可 香川県知事許可 03705215555号

古物商許可 香川県 811110000973号

琴平町補助金について



琴平町若者住宅取得支援事業

満40歳以下の方が中古住宅を購入するか、新築住宅を建てた場合に補助金を交付します

【補助額】

新築住宅：事業費の5%（上限100万円）

中古住宅：事業費の5%（上限50万円）

【その他補助要件】

琴平町役場地域整備課までご相談ください

TEL 0877-75-6708

✉ chiikiseibi@town.kotohira.lg.jp

中古住宅購入補助と住宅リフォーム補助金の併用も可能



琴平町老朽危険空き家除却支援事業

老朽化して危険な空き家の除却に対して補助金を交付します

【対象となる住宅】

町が調査して基準点以上の危険度のある老朽危険空き家

【対象となる工事】

対象住宅を町内業者が解体する工事

【対象となる方】

対象住宅の所有者、又はその相続人※全員の同意が必要です

【補助額】

対象経費又は面積計算によって算定した額の低い方の80%（上限160万）

【その他補助要件】

琴平町役場地域整備課までご相談ください

TEL 0877-75-6728

✉ chiikiseibi@town.kotohira.lg.jp



琴平町住宅・店舗リフォーム事業

個人の住宅又は併用住宅及び店舗にかかるリフォーム費に対して補助金を交付します

【補助額】

対象額の20%（上限20万）

施工業者が町内業者の場合 20%

// 町外業者の場合 10%

【その他補助要件】

琴平町役場地域整備課までご相談ください

TEL 0877-75-6708

✉ chiikiseibi@town.kotohira.lg.jp



空き家の近隣の方へ

町では、危険な空家等の所有者に対して随時「適正な管理のお願い」を行っています。空家法に基づく措置については、当該空家をそのまま放置することで倒壊の恐れや著しく衛生・景観上不適切な状態にあるものに限り行うものです。よって、空き家の解決には相隣関係者間での民事的な手法によることが一番の解決への近道になります。下記に事例を紹介しておりますのでご参考ください。

Q 瞬の空き家の傾きや落下物などにより自宅等に危険がある

A 町にて所有者等に「適正な管理のお願い」を送付することは可能ですが、早期の解決が必要な場合は、弁護士等の専門家に相談してみてください。空き家の所有者等に対して、自宅等が現に侵害を受けている場合には「妨害排除請求」が、侵害を受ける可能性がある場合には「妨害予防請求」ができます。また、損害が発生している場合には「損害賠償請求」ができます。

令和5年4月に民法の改正があり、管理不全土地・建物について、裁判所が、利害関係人の請求により、管理人による管理を命ずることを可能とする「管理不全土地管理制度」・「管理不全建物管理制度」が創設されました。

Q 瞬の空き家の樹木の枝が越境している

A 町にて「適正な管理のお願い」を送付することは可能ですが、樹木の越境については、基本的には、民事（相隣関係）の問題となり、町で切ることができません。所有者等がわかる場合には、当人に連絡をしてください。なお、令和5年4月に民法の改正があり、越境されている土地所有者は、以下の場合に限り、自ら切り取ができるようになりました。（民法233条）

1. 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間（通常は2週間程度といわれています）内に切除しないとき
2. 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
3. 急迫の事情があるとき

広

告



建物解体工事一式

有限会社 丸岡興業

営業品目

- 総合解体業
- 撤去工事事業
- コンテナ設置(2t・4t)
- 産業廃棄物収集運搬業
- 香川県 03715046039 (積替・保管)
- 愛媛県 3805046039
- 建設業(とび・土工・解体)第6757号

〒765-0061 善通寺市吉原町1024番地2
TEL(0877)63-0161

ありがとうをつなぐ家

新築・リフォーム



かがわ敏彦工務店
KAGAWA TOSHIHIKO BUILDING CONTRACTOR

web

tel. 0877-85-3768

まんのう町買田784番地4



琴平町 空き家対策

15

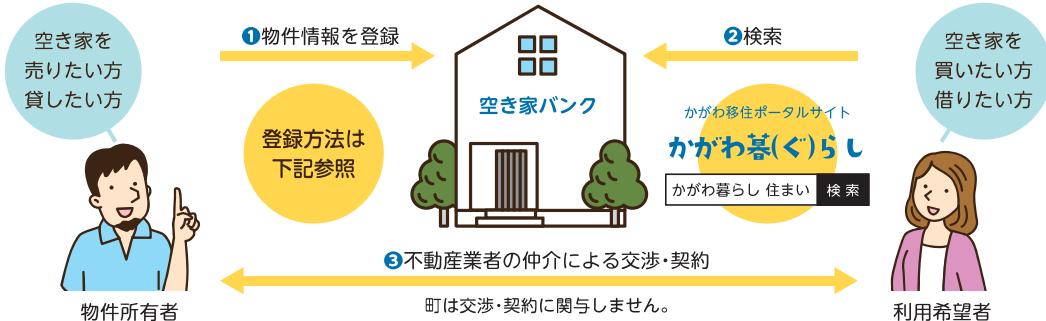
2310琴平町空き家対策(JTH)企画前半.indd 15

2023/09/20 13:11:29

【琴平町に空き家をお持ちの方】 空き家バンクに登録しませんか？

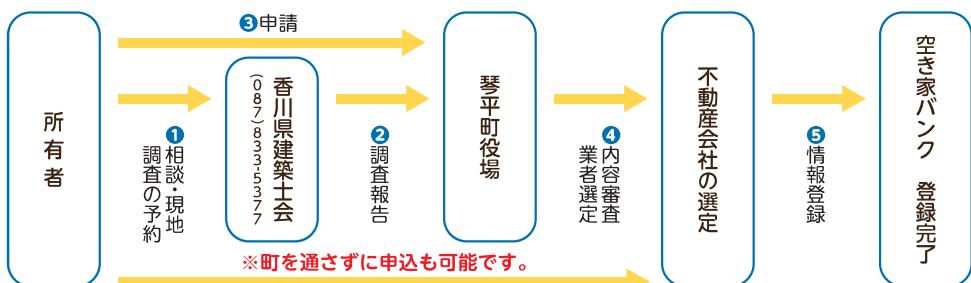
空き家バンクとは、町内に空き家を所有する方と、空き家を利用して定住等を希望する方のマッチングを図り、空き家の有効活用と本町への定住を促進するための制度です。

空き家バンクの概要



登録方法 登録料・掲載料は無料です。※契約時の仲介手数料などは必要です。

申請から登録まで約2ヶ月かかりますので、あらかじめご了承ください。



※既に管理している不動産会社がある場合や不動産会社の指定がある場合は、不動産会社に直接申し込むことができます。
ご不明な点は下記までお問い合わせください。

琴平町企画防災課 ☎766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10 ☎0877-75-6711

広告



**エアコンクリーニング受付中
全メーカー取扱店**
有限会社杉屋電機商会
香川県仲多度郡琴平町733-1
TEL(0877)73-2136
FAX(0877)73-2137

各 位

琴平町長 片岡英樹

町内全域一斉クリーン作戦の参加について（ご案内）

秋晴の候、朝晩寒くなつてまいりましたが、皆さま方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は、本町環境美化活動の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本町におきましては、「ごみ」のないきれいな町を目指し「秋季クリーン作戦」を、下記の日程で実施いたします。つきましては、ご多用の折恐縮ではございますが、ご参加いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※参加票は当日ご持参ください。また、感染症等拡大防止のため、個々にお越しいただければ幸いです。

※雨天の際など万一、中止の場合は当日朝8：30までに町ホームページに案内させていただきます。

記

1. 日 時 令和5年11月19日（日）午前9時受付開始～10時30分

2. 受付場所 下記のうちいづれか希望する場所となります。

○琴平地区 公会堂（正面玄関）	○五條地区 大井神社
神事場（南入口）	川向橋南岸
高燈籠	
	○象郷地区 石井神社
○榎井地区 旗岡神社	櫛梨神社
琴平町役場	象郷小学校

3. 終了時間 清掃終了後、午前10時30分までに上記いづれかの場所を目的地として、お戻りください。
(他の場所には職員がいませんので、厳守してください。)

4. 服 装 清掃作業のできる服装

5. 実施内容 町内一帯の清掃（清掃場所は各自治会や各自で決定してください。）
雨天中止（小雨で不明の場合は住民福祉課環境衛生係へお問い合わせ下さい。）
住民福祉課 電話 75-6707

6. その他 火バサミ・軍手・ごみ袋などは用意していますが、ご自身でお持ちの方はご持参下さい。

（ご記入の上当日ご持参ください。）

令和5年度 秋季クリーン作戦 参加票

代表者氏名	電話番号	最終目的地に○を付けて下さい。	
参加者氏名		<input type="checkbox"/> 琴平地区（公会堂）	<input type="checkbox"/> 五條地区（大井神社）
		<input type="checkbox"/> " (神事場)	<input type="checkbox"/> " (川向橋南岸)
		<input type="checkbox"/> " (高燈籠)	
		<input type="checkbox"/> 榎井地区（旗岡神社）	<input type="checkbox"/> 象郷地区（石井神社）
		<input type="checkbox"/> " (琴平町役場)	<input type="checkbox"/> " (櫛梨神社)
			<input type="checkbox"/> " (象郷小学校)

編集発行／
社会福祉法人
琴平町社会福祉協議会
仲多度郡琴平町榎井891-1
TEL 0877-75-1371
E-mail info@k-wel.or.jp
HP http://www.k-wel.or.jp

福祉

ことひら



2023

11

事務局通信
シャントセナ
合併号



- 2 3 4 5 … 第2回 琴平社協法人化40年のあゆみを振り返る
- 6 7 … 専門職と社協との関わりを考える
- 8 … 事務局通信 シャントセナ
- 9 … 善意の寄付・切手等収集ボランティア
野菜・食料品・物品の寄付、共同募金
- 10 … どこでもガアリっ子 レシピ
ガアリック娘

琴平社協法人化40周年記念懇談



法人化40周年記念懇談

琴平社協法人化40周年記念懇談



今月の
特集

【第2回】

琴平社協法人化
40年のあゆみを振り返る

【第2回】琴平社協法人化40年のあゆみを振り返る

8月発行の福祉ことひら13号では、社協法人化当初1983年（昭和58年）から2000年（平成12年）当時のことを振り返り、食事サービス、ヘルパー活動、ボランティア活動等を振り返りました。今回はそれ以降について、その当時活動されていた方々に懇談して頂きました。

つながりづくり

越智 今回はちょっとこの場の都村さん、ひだまりサロンの今田さんや河田さんたち元民生委員さん、元福祉委員さんの豊嶋さん、そして元職員でもあった緒方さんとお話しします。豊嶋さんの福祉委員活動はどのようなもの

豊嶋 私は愛育会を通してから社協のお世話になつて、途中からなのでありますことはわからないです。だけど私の方の自冶会館が平成10年の10月に完成しました。あれがでてきてからうちらの方は福祉委員が大勢なつてくれて活動が始まりました。あの頃みんな若かったんですね。



平町社会福祉協議会
会長 越智 和子

てくれていたんだと思います。担当地区での民生委員活動の中で、一人暮らししが多くなって民生委員だけでは見守り活動ができないということもあり、そこで福祉委員制度が平成4年でできたんです。福祉委員さんができてサロンができた、高齢者の見守りとかをするようになって、集まってくれるからお互いに繋がったり誰が何をしているのか見えてきたっていうのは、結構ありましたよね。

今田 サロンを立ち上げてから20何年になつていても、もう一緒にしている世話をされる人がほとんどなくなりました。だけどおかげでみんな喜んでくれたと思います。こんびらさんに車であがつて行きましたね。

越智みんなそういうふうにおでかけができてましたんですよ。

豊嶋私はサロンって大事やなと思いました。教育会が主となつていていたから男の人があまり参加しませんでした。それで女人のが多かつたんです。でもだんだんと人が少なくなってきた、サロンに来られる人が限られてきました。

都村　そうそう。私はちょうど定年退職後に何をして生きようかが思つて始まつたことが、ボランティアでした。社協とはそこからの関わりだと思つます。それまでは私は生まれが地元と違ふから、全然友達がいなくて何から始めようかと思つていました。それでボランティアがいいのではないかと思つて始めました。ちよつとこの場の話をもらったときに、ボランティアをたちああげてみんなでやつたほうがいいのではなかつてと思いました。(住民の)顔を知らないかと思つました。(住民の)顔を知らないといふことは、あのときに都村さんが吹け吹けボランティアの風とおっしゃつてくれましたよね。

と引っ張られて、もうそれから何をしていいのかわからない中、宮武さんと横井さんがいろいろ指導してくれた。それで元気サロンを作ることができました。それが平成14年ぐらいだったと思います。

越智一番最初に行つたときは、雨田さんが全部閉まつていて使つていなかつたのです。それで、「サロンを運営するから何所を見てくれるかな?」と書かれた入門券で、最初に手渡しを作りました。入門券のところは段差があつたのでスロープを作つてもいい、みんなが安心して寄れる場にしてくれました。

今田トイレも直してくれたので、あの時、社協が引っ張つてくれてよかつたと思います。

越智それで元氣(氣)の気が米になつているんですね。

今田よく覚えてますね。

越智自分たちが農業をしているのだから、米食べて元氣でいいといけないということでその漢字にしたんですね。

今田そうです。今はコロナで部落の集会とか全くできなくなつてしましました。

越智豊嶋さんのところのサロンではどうですか?

今田いろいろなところがつまづいてしまつた。

程度いましたね。お世話をしてくれる
人の中には消防団の人もいましたし、
難しい手手続きも済ませてくれたので、
私たちもそんなに心配しなくてよかつ
たです。それで自治会長が「自治会館
を使おう」「建てたから利用しよう」
ということでも、ちょうどその時に私が
愛媛会や福祉委員だったのを張り切つ
て活動しました。

越智　世帯が多いからサロンが2つで
きました。1つのところに行けない人
は別のサロンに行くことがあります。2
つのサロンのお世話をしていました。
河田さんとのこころも防災訓練をしてい
ましたけど、豊嶋さんとのこころはそう
いう自治会館があつてみんなが繋がっ
ていましたね。だから台風の時に一人
暮らしのお年寄りのために自治会館を
開けてくれて避難してくる人がいまし
たね。自治会長がリードしてくれて、
自治会の中で「心配しなくてええで」と
連絡をする活動もしていましたよね。

河田　町内いろいろな人が協力して
くれていたので助かっていました。

越智　今日来ていただいている皆さん
もそうなんですが、当時はやっぱ
りそれぞれのリーダーが地域の中にい



川南自治会 元福祉委員
豊嶋 邦江

訪問、調査をしてみて

訪問、調査をしてみて 豊嶋／ヘルパーさんの活動といえば今は自分で仕事に行くことができない人やけど、その人が仕事に出かけているのを見るたびに思います。ある人の全然家から出てこなくて、私がその人の家の裏に回ってガラス戸を「トントントン」と3つ叩いたら私です。それで人に紙書いて渡したんです。そのまま戸を開けてくれるようになりました。今もこの3回は続いています。最近はあまり会わなくなっていましたがまたにもう1つ野菜を持って3回戸を叩いたら開けてくれました。やっぱり人間のふれあいで気持ちが通うことは大切だと思います。

緒方 私が担当だった象郷は農村地域じゃありませんでした。だから農村地域というと町の人とは少し違うと思います。農村というのはあの当時は大体、代々跡継ぎがいるんですね。だから独居とか高齢者世帯は少なかつないです。でも現実、みんな一緒に住んではいるけれど家中で別という感じです。若い人たちとあまり話をしないですね。

河田 民生委員のとき調査をしたことあります。琴平地区の高齢者は寂しさがないけど、象郷の人は家で若い人がいるのに寂しいと言っています。た。「孫さんやみんながいてええやう」と話したけど、「寂しい」と言っていました。調査をして初めてわかりました。
緒方 結局、若い人がいても全然話をしないそうです。だから人に相談もできないし、相談したくても息子たちの

ボランティア連絡会議 元代表
都村 弘さん

手前言えないと思います。象郷地区の
気になる出来事は順番に訪問したんです
よ。そのうち「ちょっとと気になるなあ」
と感じる家があつて、少しずつやう行
くと嫌われるから様子をみながら訪問
をして顔を覚えてもらっていました。

越智▼

琴平の4つの地区毎に調査をして
回答を集計したところ、「自分の住

んでいる地区が一番いい」と思ってい
る人が多かったのは榎井地区でした。
そのあと琴平、五條となつていて象郷
が寂しい、ついで、という答えが多かつ
たんです。

河田▼

自分の自治会では、「一人暮らし

のおばあちゃんが亡くなったので、自
治会で県外に住んでいる家族に電話を
入れたら「そちらでよしなに」って言
われたことがあります。

**訪問から信頼、
集う場となるまで**

越智▼

馴染みになることが大切です。

始まりの頃一人暮らしの人は、ヘル

パーさんが訪問するだけでよかつたけ
ど、毎日訪問していると事務所に電話
があり、「今日私なにしたらええん?」



ボランティア連絡会議 元代表
都村 弘さん

訪問から信頼、
集う場となるまで

ボランティア連絡会議 元代表
都村 弘さん

手前言えないと思います。象郷地区の
気になる出来事は順番に訪問したんです
よ。そのうち「ちょっとと気になるなあ」
と感じる家があつて、少しずつやう行
くと嫌われるから様子をみながら訪問
をして顔を覚えてもらっていました。

越智

琴平の4つの地区毎に調査をし
て回答を集計したところ、「自分の住
んでいる地区が一番いい」と思ってい
る人が多かったのは榎井地区でした。
そのあと琴平、五條となつていて象郷
が寂しい、ついで、という答えが多かつ
たんです。

河田

自分の自治会では、「一人暮らし
のおばあちゃんが亡くなったので、自
治会で県外に住んでいる家族に電話を

入れたら「そちらでよしなに」って言
われたことがあります。

訪問から信頼、 集う場となるまで

越智

▼馴染みになることが大切です。

始まりの頃一人暮らしの人は、ヘル
パーさんが訪問するだけでよかつたけ
ど、毎日訪問していると事務所に電話
があり、「今日私なにしたらええん?」

3 福祉ことひら 第114号

福祉ことひら 第114号 2

専門職と社協との関わりを考える

社協活動40年の中で、福祉分野以外の専門職の方々にご指導いただいたり、「ご協力ををお願いすることがたくさんありました。特に一人ひとりの生活支援に取り組む中で医師、弁護士との関係は大変重要なでした。

今回は、櫻井出身でもある馬場弁護士とぶり返ってみます。



茅平町櫻井出身
馬場 俊夫 弁護士

一人ひとりの生活をまもる

越智 萩原社協の法人後見は2008年(平成20年)から始まり、医師や弁護士の方が関わってくれた事から始まりました。

馬場 法人後見が法律で認められて、社会福祉協議会がそれにふさわしいのではないか。日常生活自立支援事業をしていないが、それから成年後見制度に移行していく間に信頼関係が保たれたらいいなあと思っていました。

越智 福祉サークルを提供している側が後見を担当する事は利益相反との理解がありますが、家庭裁判所(以下裁判所)が社協の後見人でないと判断してくれたのは、我々の自信になりました。地域の生活を大事に考えている組

織で、法律家でもない家族でもない、我々が後見人を引き受けってきたのは、馬場弁護士との出会いですね。また、弁護士というハードルの高いイメージであったのが、そうではなくなったきっかけでもありました(笑)。

馬場 自分が弁護士になったのはそういうハードルをなくすためでした。自分は劣等生であり、なぜ弁護士が偉そうになるのか疑問に思っていました。

越智 馬場弁護士が櫻井の出身ということもあるので、親近感をもつて接する事ができました。社協に相談が来る人の事もそうだし、社協として法律問題を抱えている人も多くいたので馬場弁護士に相談ができるのは良かったです。

馬場 地域社会の人の生活に入る事、専門職として垣根があるというか、それを埋めるというのが社協や行政の役割だと思います。実際、裁判所も弁護士を信用せず、社協を信用しています。

越智 始めた当初は何も分からぬ人が安心と思っています。専門職として垣根があるといふ意見書を書いてくれていました。そういう意味で恵まれた環境にあったなあと思っています。一人ひとりに関わる

みんなで笑顔に



をしながらみんなが共有をしながらしていくことが大切です。その当時、本当に多様な事例がありました。統合失調症、認知症、難病の人もあつたし親子で障害の人もいたし、それが世の中ですね。

馬場 それがノーマライゼーションで普通です。

馬場 自分でそれが正しいのか、契約をする事はそれが正しいのかどうなのか。平成12年からは「措置から契約」になりました。介護保険制度がもたらす事例がありました。統合失調症、認知症、難病の人もあつたし親子で障害の人もいたし、それが世の中ですね。

越智 措置から契約になつたときに自己責任という言葉がでてきました。障害のある人がなかなかできないです。それができない人は世の中から遠ざかれています。そうではなく、それを含めて安心できる仕組みはどういう風に現場の中から言つていかないといけません。

馬場 意思決定支援が中心みたいになつているが、それができるかどうかですね。

越智 そうですね。仕組みが必要で、それができ決められるようになります。

また決ることにも支援が必要です。

お金の管理もそうで何かお金中心に回つているような気がします。財産管理も大事ですがそれだけではないよう

に思います。

馬場 裁判所は財産管理の事は言い、身上監護は付属の状況です。それが本当に幸せかどうかと言います。その人

は社協でも支援しますといふことで安らぎの立場でできる事を考えていかなくてはなりません。こういつにはこういう対応ができるというのは共有できたらいいと思います。個人情報保護の事も含めてどう対応したのか、話

織で、法律家でもない家族でもない、我々が後見人を引き受けてきたのは、馬場弁護士との出会いですね。また、弁護士というハードルの高いイメージであったのが、そうではなくなったきっかけでもありました(笑)。

馬場 自分が弁護士になったのはそういうハードルをなくすためでした。自分は劣等生であり、なぜ弁護士が偉そうになるのか疑問に思っていました。

越智 馬場弁護士が櫻井の出身ということもあるので、親近感をもつて接する事ができました。社協に相談が来る人の事もそうだし、社協として法律問題を抱えている人も多くいたので馬場弁護士に相談ができるのは良かったです。

馬場 地域社会の人の生活に入る事、専門職として垣根があるといふ意見書を書いてくれていました。そういう意味で恵まれた環境にあったなあと思っています。一人ひとりに関わる



が使いたいなら使えばいいと思うし孫にやりたかったらやればいいし、それが普通だと思いません。経済的虐待といふ言葉で困っているのは別だが、やつて生活に困っているのは別だが、そうではなく、それが意思決定です。うではありません。

越智 それに関わっているヘルパーやケアワーカー(介護福祉士)の声を聴くというのは大事な事でそれが支援だと思います。そこが少し制度の中にいるけど、ソーシャルワーカーや保健師・看護師・福祉関係者、もう一つ生活に入り込むヘルパーさんやケアワーカー(介護福祉士)の見方や受け止め方をもつて評価してその人を支援する枠組みを作つていかないといけません。豊平社協で色々な事を実践させてもらつたことで気がついたり、感じたりする事は人が関わるという事で笑顔になることがとてもいいと思っています。それだけで良い、その後の事はまた考えます。

馬場 みんなで笑顔になりましょう。

越智 いいですね。難しい事ばかりでない、色々ある簡単には解決しない事が多いです。みんなが笑顔、いいですね。

馬場 法律も色々変わつていくから、ついていけない事もあります。

扱いを民法上でどうにか考えてほしい

ヘルパーさんが足しげく通つて信頼関係を作ることができました。

馬場 社協は地域に密着しています。

越智 一人暮らしでも家族がないわけではなく、疎遠になつてているとか絶縁状態になつているとか様々な状況があります。しかし豊平社協としてやれることは先生のおかげで思つていました。

「高齢者・障害者の権利擁護について香川大会」は大きかったです。日常生活自立支援事業をしているのだから県社協も参加するように声もかけました。後から県行政も、協議会を作り、ワーキンググループを作りました。香川県で開催した「第8回高齢者・障害者権利擁護のつよい香川大会」の影響が大きくなりました。県全体が取り組むきっかけになりました。

馬場 自分が委員長であり、宮崎弁護士や香川大学の先生であった松本弁護士が、一緒にやってくれていました。

馬場 当初、自分が委員長であり、宮崎弁護士や香川大学の先生であった松本弁護士が、司法の支援者が司法の役割だけと思いません。裁判所も弁護士を信用せず、社協を信用しています。

個人としてよりも社協がしてくれるのが安心と思っています。専門職として垣根があるといふ意見書を書いてくれています。裁判所も弁護士が社協まで来てくれて、その困りごとをどうするのかを考えています。裁判所も弁護士も信頼しています。

越智 初めて香川県弁護士会館でモート研修をして、高知や徳島の弁護士にも参加してもらいました。

馬場 東京の弁護士にも参加してもらいました。

※社協では日常的な金銭管理等支援サービスやまるっと安心サービス・地域生活総合支援サービスなど豊平社協独自の取り組みと日常生活自立支援事業、法人後見事業などの権利擁護に関わる活動も増えてきました。

馬場 行政や弁護士会のガイドラインは福祉関係どう繋がるのかというの

がテーマとなっています。弁護士がするのも限られており、行政とのつながり、市や町というよりも社協とのつながりが大きくお互いが協力をしてやっていく為に、協議会としても専門職を利用して、弁護士に大いに相談をしてほしいと思っています。

越智 馬場弁護士が受け止めてくれたことは先生のおかげで思つていました。

「高齢者・障害者の権利擁護について香川大会」は大きかったです。日常生活自立支援事業をしているのだから

常生活自立支援事業をしているのだから活動しているいろんな人と出会つて、その困りごとをどうするのかを考えています。裁判所も弁護士が関わつて居た事により自分たちがしていること

が間違つていないという自信に繋がりました。私たちの社協の支援者が司法の人間になつてはいけない、どこまでいつても生活者、地域の人として寄り添い、同じ目線でしなければいけないということが良いということが自信になりました。

私たちの社協の支援者が司法の人間になつてはいけないといつて自分で受け止めることができたとあります。地域の人も、限られた人でなくて色々な人に関わつてもらわないといけないし、また色々な人を巻き込んでいかないと社協だけではやつていく事はできません。

人が間違つていい事、成年後見制度が本当にいいのかどうか疑問に思つていても、地域の人も、限られた人でなくて色々な人に関わつてもらわないと困ります。それによって家族がバラバラになります。

でやつしていく事、成年後見制度が本当にいいのかどうか疑問に思つていても、地域の人も、限られた人でなくて色々な人に関わつてもらわないと困ります。それによって家族がバラバラになります。

人が間違つていいことで良いということが自信になりました。

私はもう商業ベースがすごいです。

契約金200万をもらって最期までお世話をしています。

するというサービスがあります。そう

いうのにかかるのは不安があるのだと

思います。お葬式も大事だが、元気な

時に職員が行き来し、職員が見守る事

で安心感や関係性ができる。地域の人

とのつながりも深まることが重要だ

と思います。お葬式も大事だが、元気な

時に職員が行き来し、職員が見守る事

で安心感や関係性ができる。地域の人

とのつながりも深まることが重要だ

と思います。お葬式も大事だが、元気な

時に職員が行き来し、職員が見守る事

で安心感や関係性ができる。地域の人

とのつながりも深まることが重要だ

と思います。お葬式も大事だが、元気な

時に職員が行き来し、職員が見守る事

で安心感や関係性ができる。地域の人

とのつながりも深まることが重要だ

と思います。お葬式も大事だが、元気な

時に職員が行き来し、職員が見守る事

で安心感や関係性ができる。地域の人

とのつながりも深まることが重要だ

と思います。

善意の寄付

皆様からの善意の寄付は琴平町の地域福祉に有效地に活用させていただきます。厚く御礼申し上げます。

令和5年6月1日～令和5年10月31日まで

一般寄付として

- 匿名 様より 10,000円 ○琴平学生ボランティア
- 匿名 様より 2,590円 団体様より 10,000円
- 匿名 様より 5,700円 ○匿名 様より 100,000円
- 興泉寺様より 金一封 ○匿名 様より 100,000円
- 匿名 様より 金一封4件 ○匿名 様より 金一封4件

香典返しとして

- 池西 卓司 様より 金一封



使用済み切手・テレカ・入れ歯 収集ボランティア

令和5年6月1日～令和5年10月31日まで

使用済み切手・テレカ・入れ歯収集ボランティアにご協力いただきまして誠にありがとうございます。

- 山内 清江 様
- ことひらテラス 様
- 南こども園 様
- 宮武 孝子 様
- 吉野 久美子 様
- 北山 博文 様
- 岡根 洋子 様
- 匿名 様5件

※使用済切手の 注意事項



野菜・食料品・物品の寄付

令和5年4月1日～令和5年10月31日まで

皆様からたくさんのお野菜や食料品、物品の寄付をいただきました。生活に困っている人の支援や食事サービスに活用させていただきます。温かいご支援をありがとうございました。



- 野菜 20種類 33件
- 食料品(お米、レトルト食品等) 8種類 11件
- 物品(紙おむつ、洗剤、文具等) 16種類 9件



共同募金

今年もご協力ありがとうございました。



復井小学校



石段マラソン



象郷小学校



琴平小学校

事務局通信

シャントセナ (福祉ことひら合併号)

No.249 (令和5年11月号)

第49回チャリティー作品即売展

日時 令和5年12月2日(土)9:00～15:00
12月3日(日)9:00～14:00

場所 琴平町総合センター及び町役場前駐車場

ぜひ皆さん
ご来場ください!

町役場前駐車場

- うどん ●ポップコーン
- 綿菓子 ●おでん ●焼鳥
- 花、野菜の販売 ●たこ焼き
- パン ●くじ引き ●おもちゃ
- 制服リユース*

(同場所でフードバンクの食品の受け取りも行いますので、ご協力ください)

総合センター内

- お茶席(静風流) ●書、絵画
- アンティーク、家電 ●雑貨、日用品
- 衣類 ●ぜんざい ●地元銘菓
- 手芸作品(干支等) ●介護相談(土のみ)
- お薬相談(日のみ) などなど

*ご家庭に小中学校の制服がある方は11月20日までに社協までお寄せください。

+++++ フードドライブにご協力ください +++++

ご家庭に賞味期限が1ヶ月以上あるものであればお受け取りできます。
下記の期日においてフードドライブを行いますので、ぜひご協力ください。

開催日時：令和5年12月13日(水)10時～16時半
(食品受取期間～12月12日(火))



ステーション行事予定表 (11/12～12/16)

日 11/12	月 13	火 14	水 15	木 16	金 17	土 18
こんびら朝市 9:00～12:00 (予定)		・生きがいディ (手芸)	・五條互助ネット 弁護士相談	・生きがいディ (高瀬天然温泉)		
19	20	21	22	23	24	25
		・生きがいディ (手芸)				
26	27	28	29	30	12/1	2
こんびら朝市 9:00～12:00 (予定)		チャリティー準備 (搬入) ・生きがいディ (手芸)		チャリティー準備 値付け	チャリティー準備 (会場準備)	第49回 チャリティー作品 即売展 9:00～15:00
3	4	5	6	7	8	9
第49回 チャリティー作品 即売展 9:00～14:00		・生きがいディ (手芸)				
10	11	12	13	14	15	16
こんびら朝市 9:00～12:00 (予定)		・生きがいディ (手芸)		成年後見相談会 (予約制) 13:00～14:00 ・生きがいディ (体操)		

☆12月の弁護士相談(要予約)は12月20日(水)です。

※予定変更する場合があります。詳細はHPをご確認ください。

※今回は紙面の都合上ちょっとこ場、楽集館の行事予定は掲載していません。ご利用希望の場合は社協まで連絡ください。

フライドガーリック

新商品 どこでもガアリっ子



全ての収益は
地域福祉事業に
還元しているんだ。

「ガアリック娘」(ガーリックオイル)を作り工程で出る、
副産物(オリーブオイルで揚げたにんにく)「フライドガーリック」。
琴平自慢のにんにくを使った大変思いの詰まった商品になっています。

1袋 40g
400円

簡単♪♪
レシピ紹介。



ご自宅で作るやきそばに、好みの量
のフライドガーリックをかけるだけで普段とちがうパンチの効いた焼きそばのできあがりです。

NICE!



「ガアリック娘」183gの
価格は1本1,350円の
据え置き価格です！



「ガアリック娘」の
ファミリーサイズを
新発売します！
なんと内容量900g！
価格は3,850円！

ガアリック娘
ご注文はこちらから→



広告

毎日元気が有り余ってませんか？

イキイキのシルバー生活をしっかりサポート！まずは気軽にお電話ください。

入会説明会 11月20日月 13:30より 会場 琴平地区センター



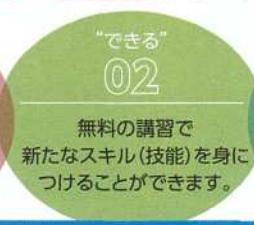
3つの
“できる”

でイキイキの
シルバー生活
(60歳以上)を実現！



“できる”
01

自分の得意不得意や経験、
ペースに合わせて
お仕事を選べます。



“できる”
02

無料の講習で
新たなスキル(技能)を身に
つけることができます。



“できる”
03

同好会・ボランティア活動
など新しい社会参加の
カタチがあります。

お問い合わせ

公益社団法人 善通寺市/まんのう町/琴平町 【琴平地区センター】

仲善広域シルバー人材センター TEL:0877-75-0277

香川県シルバー人材センター連合会

高齢者人材確保育成事業

第49回

チャリティー作品即売展

支え合い、助け合いの
輪を広げよう！

日時：

令和5年12月2日（土）

9:00～15:00

令和5年12月3日（日）

9:00～14:00

場所：琴平町総合センター及び町役場駐車場

- ・綿菓子
 - ・ポップコーン
 - ・焼鳥
 - ・たこ焼き
 - ・せんざい
 - ・おでん
 - ・制服リユース
 - ・花、野菜
 - ・パン、菓子
 - ・郷土料理
 - ・キッチンカー（日のみ）
 - ・うどん
- お茶席 静風流
- ・地元銘菓
 - ・日用雑貨
 - ・衣類
 - ・絵画、書
 - ・電化製品
 - ・アンティーク
 - ・干支作品（手芸、木工品）
 - ・介護相談（土のみ）
 - ・お薬相談（日のみ）
 - などなど

ご家庭に小・中学校の制服がある方は、社協まで！

収益は地域福祉推進活動に活用しますガア！



問い合わせ先：チャリティー作品即売展実行委員会

事務局社会福祉法人琴平町社会福祉協議会

TEL：0877-75-1371 FAX：0877-75-1481 E-mail：info@k-wel.or.jp

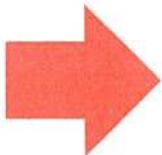
ガアル

主催：チャリティー作品即売展実行委員会

後援：琴平町、琴平町教育委員会、琴平町議会、琴平町自治会連合会、金刀比羅社務所、琴平町商工会

フードバンク 食料品 余っていませんか？

「もったいない」を
「ありがとう」に



社協で 預かります！

必要な世帯等に届けます

受取可能食品例

- ・缶詰等の加工食品
- ・米・乾物
- ・レトルト食品
- ・インスタント食品等

※賞味期限最低1か月以上あるもの

フードドライブって知っていますか？

ご家庭で賞味期限までに食べきれない、もはって余っている食料品や企業等で作られた缶詰等の食品で印字ミス等により流通できない商品を、困窮されている世帯等に無料で提供し、生活支援・食支援等を目的として世界中で行われている取り組みです。

受付	随時(12月2日、3日のチャリティー時に制服リユースコーナーでも受け取ります。
受付場所	琴平町社会福祉協議会
住所	琴平町榎井891-1
連絡先	75-1371 E-mail:info@k-wel.or.jp